

## 第2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和8年3月3日発行（山梨県公報号外第7号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった団体が講じた措置の内容

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部（局）課	総合県民支援局 まなび支援課	
監査実施日	令和7年11月26日～27日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1) 郵便切手類受払簿において、購入した年賀はがきの受払が記載されていなかった。（法人会計）</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>購入当日での印刷発送と認識してしまっていたため、郵便切手類受払簿への記載を忘れてしまった。</p> <p>（対応状況等）</p> <p>発生した事案について協会内に周知し、事務の重複確認を含め、処理の適正化を図った。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>今後、会計経理事務等に係る研修を再実施し、適切な事務執行を徹底する。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>郵便切手類受払簿の修正を行うとともに、取扱担当者等に向けて十分な周知を図るよう指導した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会	
所管部（局）課	新価値・地域創造推進局 国際戦略・自然首都圏推進課	
監査実施日	令和7年11月13日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>（指導事項）</b></p> <p>1) 定款別表に記載された基本財産の額面金額が、令和6年度決算時点の基本財産の額面金額と相違していた。また、貸借対照表に基本財産の定期預金として計上された金額が、本来計上すべき金額と相違していた。</p>	<p>1)（発生原因の検証結果）</p> <p>基本財産の運用として購入した国債の取得価格が額面金額を上回っていた超過分を基本財産で支出した形で処理したため、当該超過分だけ基本財産が減少した形となり、定期預金への預け入れも少なくなっていた。</p> <p>（対応状況等）</p> <p>本来の基本財産の金額と定款別表に記載された基本財産の額面金額との差額分を定期預金として積み増し一致させた上で、次回評議員会において定款を改正することとする。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>今後も引き続き、諸法令・規程に従い適切な会計処理に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>指導事項について速やかに対応するとともに、再発防止を図るよう指導した。</p>

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和7年10月7日～8日	令和8年1月20日
	監査の結果	団体が講じた措置等
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1) 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金について、同交付要綱第7(9)に、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合を含む)は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならないとされているが、確定後、報告が行われていなかった。</p> <p>2) 貯蔵品(備蓄食料)の管理において、期中の消費期限切れによる廃棄処分時に、たな卸資産管理規程第6条第2項に定める在庫明細表への払出しの数量及び金額の記入、同第8条に定める不用の決定が行われていなかった。</p> <p>3) 住居手当の認定において、支給の始期に誤りがあるものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)  担当者 の 要 綱 の 認 識 不 足 及 び 仕 入 控 除 税 額 確 定 時 の 周 知 が 充 分 で な っ た 。  (対 応 状 況 等)  指 導 事 項 に つ い て 補 助 金 事 務 担 当 者 へ の 周 知 を 図 っ た 。  (再 発 防 止 策)  補 助 金 事 務 を 行 う 職 員 に 対 し 引 き 続 き 適 切 な 事 務 処 理 を 指 導 す る と と も に 、 仕 入 控 除 税 額 確 定 時 に は 経 理 担 当 か ら 各 所 へ 報 告 す る こ と と し た 。  <b>【県が講じた措置】</b>  職 員 相 互 に よ る 確 認 を 行 い 、 適 正 な 事 務 執 行 及 び 再 発 防 止 に 努 め る よ う 機 構 に 対 し 指 導 し た 。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)  担 当 者 及 び 経 理 部 門 で の 管 理 規 程 の 認 識 不 足 で あ っ た 。  (対 応 状 況 等)  指 導 事 項 に つ い て 担 当 者 へ の 周 知 を 図 っ た 。  (再 発 防 止 策)  廃 棄 処 分 時 に 上 長 決 裁 を 受 け る こ と と し た 。  <b>【県が講じた措置】</b>  職 員 相 互 に よ る 確 認 を 行 い 、 適 正 な 事 務 執 行 及 び 再 発 防 止 に 努 め る よ う 機 構 に 対 し 指 導 し た 。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)  住 居 手 当 認 定 簿 の 記 載 誤 り で あり 、 支 給 は 正 し く な さ れ て い た 。  (対 応 状 況 等)  給 与 規 程 及 び 手 当 認 定 に 係 る 通 知 に つ い て 周 知 を 図 っ た 。  他 の 認 定 簿 に つ い て も 、 誤 り が な い こ と を 確 認 し た 。  (再 発 防 止 策)  手 当 認 定 を 行 う 職 員 に 対 し 引 き 続 き 適 切 な 事 務 処 理 を 指 導 す る と と も に 、 決 裁 過 程 で 適 切 な チェックが行われるよう徹底していく。  <b>【県が講じた措置】</b>  職 員 相 互 に よ る 確 認 を 行 い 、 適 正 な 事 務 執 行 及 び 再 発 防 止 に 努 め る よ う 機 構 に 対 し 指 導 し た 。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 スポーツ振興課	
監査実施日	令和7年10月23日～24日	令和8年1月23日

監査の結果	団体が講じた措置等
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1) 指定管理委託料の精算について、基本協定書に、光熱水費(電気料に限る)の実績額が年度協定に定める額に満たない場合はその差額を戻すとされており、令和6年度において差額を県に返還しているが、正味財産増減計算書において、返還金額が光熱水費に加算して計上されたことから、光熱水費の支出実績額が過大となっていた。(富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園)</p> <p>2) 落雷被害に係る修繕費について、基本協定書第23条に基づき不可抗力により発生した費用として県の負担となったが、正味財産増減計算書において、県の負担額が指定管理委託料に加算して計上されており、年度協定書に記載された委託料総額と一致していなかった。(富士北麓公園)</p> <p>3) 収入・支出伝票及び固定資産等要求書について、事務決裁規程に定める事務局次長及び所長の専決事項に係る決裁の押印がなされていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>「県返還金」という費用科目を適用し計上することが望ましいが、この科目は従前から「前年度の収支差額における返還金」を計上する科目として色分けを行っていたことから、県へ返還する光熱水費の戻出分はそのまま光熱水費の費用科目を使用し計上を行っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>課税取引として計上しているため、税計算上も特に問題はなく、モニタリングシート等の差替えも必要ではなかった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今年度(令和7年度)からは「前年度の収支差額における返還金」は発生しないことから、今後は光熱水費の戻出分は「県返還金」の費用科目を使用する。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>今後、公益法人会計基準に則り、適切に執行するよう指導した。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>収支決算報告書において、支出の項目で県の負担する修繕分が「修繕費」に計上されていることから、収支のバランスの都合上、同額を収入計上する必要があったが、「管理委託料収入」の科目で受けたことにより、年度協定書に記載された委託料総額との差異が発生した。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>報告書への表記上の問題であり、事務処理前に県との協議がされていることから問題はないものと認識していた。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後、同様の事例が起こった場合は、県と協議の上で支払の本質に沿う形で必要な手続きと適正な処理を行う。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>同様なケースがあった場合には県とも協議の上、公益法人会計基準に則り、適切に執行するよう指導した。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>日々において大量に回議される書類の確認の際、書類の内容は必ず確認しつつも押印が漏れてしまっていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>押印漏れの書類については、再度内容を確認し押印を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>起案者に書類が戻った際も押印漏れのチェック</p>

	<p>クを行うなど、適正な処理に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>事務決裁規程に基づき、適切に決裁するよう指導した。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部(局)課	農政部 担い手・農地対策課	
監査実施日	令和7年11月6日～7日	12月24日
	監査の結果	団体が講じた措置等
<b>(指導事項)</b>	<p>1) シニア世代就農促進事業の研修圃場使用料について、支出の証拠となる請求書等の書類が存在せず、支出が適切に裏付けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>研修圃場の農家とは事前に打ち合わせを行い、圃場使用料(減収分)について確認していたが、書面を取り交わしていなかった。</p> <p>契約は書面でなくても成立しており、県からは、支出の証拠書類の添付は求められていなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>支出の証拠となる書面(農家との合意書)について、所管課と調整して案を作成した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>支出負担行為の際は証拠となる書面を取り交わすよう確認を徹底する。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>具備すべき書類として、研修圃場使用料等の金額の根拠となる書面(合意書)の様式案を提示し、事業実施に当たって、作成・保存するよう公社に対して指導した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和7年11月12日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<b>(指導事項)</b>	<p>1) 基本協定書に基づき県に返還する光熱水費(電気料に限る)について、令和6年度に発生した令和5年度分の返還金を正味財産増減計算書の経常外費用の前期損益修正損に計上すべきところ、令和6年度業務委託料収益から減額処理していた。(八ヶ岳牧場、まきば公園)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>基本協定に対する理解が不足していたため生じた事務処理ミスである。決算理事会の直前(監査終了後)に県担当者から返還の指示があったため、差額を県に返還することを説明した上で理事会の決議を得た経緯がある。令和5年度決算が確定したため、令和6年度の委託料で調整をした。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和5年度、6年度ともに決算が確定しているため修正はせず、再発防止に努める。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>協定書の内容や公益法人会計に対する理解を深めるとともに、決算書類について複数人でチェックする体制を整える。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>協定書等について再度確認するとともに、職員</p>

<p>2) 基本協定書に基づく光熱水費（電気料に限る）の精算において、事務所トイレ改修工事に係る業者の電気料負担分が戻出に反映されておらず、県への返還金額が過少となっていた。（ハヶ岳牧場）</p> <p>3) 消費税及び地方消費税の申告において、軽減税率を適用すべき課税仕入れに標準税率を適用していた。</p> <p>4) 住居手当の算定において、住居手当は100円未満の端数を切り捨てる規定であるにもかかわらず、端数処理が行われていないものがあった。</p>	<p>相互による確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>2) (発生原因の検証結果)  工事請負業者が電気料を負担するというケースが初めてだったため、業者負担金を県に返還するという認識がなかった。上記と同じく基本協定に対する理解が不足していたため生じた事務処理ミスである。  (対応状況等)  工事請負業者から払い込まれた電気料負担分(33,204円)について、県に返還する。  (再発防止策)  協定書の内容に対する理解を深めるとともに、会計処理について複数人でチェックする体制を整える。  【県が講じた措置】  電気料の精算額は、指定管理者が自ら負担した額を基準に精算することを確認し、工事請負業者の電気料負担分(33,204円)について、返還を求めた。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)  食料に係る消費税については、軽減税率で購入したが、消費税の申告では標準税率で計算し申告した事務処理ミスである。  (対応状況等)  申告内容の誤りについては、令和7年度の消費税の申告の際に適正な額に修正する。  (再発防止策)  国税庁の消費税申告チェックシートなどを活用し、複数人でのチェックをしていく。  【県が講じた措置】  職員相互による確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>4) (発生原因の検証結果)  住居手当1人分について、100円未満の端数切り捨てがなされていなかった。不注意による事務処理ミスである。  (対応状況等)  過大に支給した住居手当、1人分3,000円については本人から返納された。(50円×12ヶ月×5年間)  (再発防止策)  複数人でチェックする体制を整える。  【県が講じた措置】  手当支給の認定時には規定を十分確認するとともに、職員相互による確認を徹底し、再発防止に努めるよう指導した。</p>
--	---

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部(局)課	県土整備部 用地課	
監査実施日	令和7年9月25日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<b>(指導事項)</b>	<p>1) 会計規程第74条に、本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、山梨県建設工事執行規則その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によるものとして定められているが、平成21年4月1日付けで単年度契約を締結以降、毎年度自動更新により対応している建物賃貸借契約書及び駐車場使用契約書について、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>暴力団排除条項等の記載が必要であることは認識していたが、当該契約書については整備すべきところ失念していた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和8年4月1日付けで、暴力団排除条項の規定を設けた契約書を新たに締結する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、各契約締結時に契約書の内容を十分確認し再発防止に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>速やかに改善するとともに再発防止に努めるよう公社に対し指導した。</p>

監査対象団体	芸術の森みらいデザイン	
所管部(局)課	観光文化・スポーツ部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和7年11月11日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<b>(指導事項)</b>	<p>1) 観覧料及び使用料等収納事務における現金過剰金の原因が、正しく収納した観覧料に対して金額の異なる観覧券を交付したことによるものと判明したが、誤って交付した観覧券の金額に合わせて収納処理したため、県への収納金額が過少となっていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>金額の異なる観覧券を交付したのは、発券時の確認ミスによるもの。閉館時の集計の際、発券数と収納額に誤差があることが判明したが、発券した観覧券に合わせ、余剰金発生時に準じた収納事務を行った。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>観覧券の発券ミスを防ぐよう、金銭授受と発券に係る手順を見直した。</p> <p>万一発券ミスが発生した場合は、収納額に合わせた正しい収納事務を行うよう、対応フローの遵守を徹底する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>研修や日々の朝終礼等を通じ、担当者に対応フローの再確認と徹底を指示し、再発防止に努める。</p> <p><b>【県が講じた措置】</b></p> <p>発券ミスの防止策を講ずるとともに、収納事務対応フローを遵守するよう指導した。</p>

監査対象団体	アメニス山梨(桂川)グループ	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課景観まちづくり室	
監査実施日	令和7年10月29日	
	監査の結果	団体が講じた措置等
<b>(指導事項)</b>		

1) 管理業務仕様書に定める拾得物・残置物の処理において、拾得物は拾得物台帳を作成することとされているが、作成されていなかった。また、事業計画書に掲載の拾得物及び残置物処理マニュアルに定める指定管理者の対応のとおり行われていなかった。

2) 自動販売機設置事業については、基本協定書及び管理業務仕様書において指定管理者の管理業務とされているが、事業計画書及び事業報告書に自主事業として記載されていた。

3) 経理規程第27条第1項に、現金は、毎日の出納終了後に現物と帳簿の残高を照合しなければならないと規定しているが、指定管理業務に係る収入を記帳する現金出納帳と日々の残高の照合状況について、監査において書類を確認することができなかった。

また、現金取扱マニュアルでは、売上金の日計表を作成することとされているが、日計表の作成状況及び当該日計表による売上金額の照合状況についても、監査において書類を

1) (発生原因の検証結果)

過去には台帳を作成・運用していたものの、件数が少なく貴重品もなかったことから、事務の簡略化を優先してしまい、運用が形骸化していた。その結果、管理業務仕様書及びマニュアルに基づいた適正な処理が疎かになっていた。

(対応状況等)

指摘後、直ちに拾得物台帳を新規作成し、適正な管理・記録を開始した。

また、現行のマニュアルと実務上の取扱いに乖離があるため、実効性と法令遵守（遺失物法等）を両立させた内容へマニュアルを改訂する。

(再発防止策)

全職員に対し、台帳記入の徹底及び改訂後のマニュアルに関する周知研修を実施する。

併せて、定期的な内部点検項目に「台帳の記載状況」を追加し、継続的な管理体制を維持する。

**【県が講じた措置】**

適切に対応するよう指導を行った。

2) (発生原因の検証結果)

当初より当該業務を自主事業と誤認して事業計画書を作成しており、県への提出時にも疑義が生じなかったため、基本協定書等の規定と齟齬があるまま継続していた。

(対応状況等)

これまでの経緯を含め、当該業務の区分について、改めて県と協議を行う。

その協議結果に基づき、次期（令和8年度以降）の事業計画書及び収支予算書の記載を適正な区分へと修正する。

(再発防止策)

県との協議内容及び合意事項を文書化して保存し、次期指定管理期間への引継事項として管理する。

また、基本協定書と事業計画書の整合性を定期的に再確認する体制を構築する。

**【県が講じた措置】**

協議を実施し、指定管理業務であることを確認した。適切に対応するよう指導を行った。

3) (発生原因の検証結果)

当日の売上と現金の照合はメモにより行っていたが、入金後にその記録を破棄する運用が常態化していた。

そのため、経理規程及び現金取扱マニュアルに定められた「帳簿との照合確認」を事後的に証明できる書類が保存されていなかった。

(対応状況等)

指摘後、直ちに日計表の書式を整備し、日々の売上及び現金残高の記録・保存を開始した。

<p>確認することができなかった。</p>	<p>現在は、この日計表と現金出納帳を毎日照合し、残高の一致を確認する運用を徹底している。  (再発防止策)  事務職員及び現場担当者に対し、現金管理に関する実務研修を実施し、証憑書類の保存義務を周知徹底する。  また、管理者による日計表の定期的な検印・確認フローを確立し、適正な経理処理を担保する。  <b>【県が講じた措置】</b>  適切に対応するよう指導を行った。</p>
-----------------------	--

監査対象団体	株式会社 桔梗屋		
所管部(局)課	企業局 総務課		
監査実施日	令和7年10月20日	11月26日	
監査の結果		団体が講じた措置等	
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1) 丘の公園ファミリーパーク清里天然温泉割引共通回数券の未利用分について、管理運営業務仕様書第2の7に、次年度の施設利用に係る収入については、前受金として処理し、次年度の収入とすることとされているが、前受金として処理されておらず、売上が過大に計上されていた。</p>		<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>管理運営業務仕様書の内容について、熟読せずに経理処理を行ったことが発生原因である。  (対応状況等)  年度末に丘の公園ファミリーパーク清里天然温泉共通回数券の販売数から、利用分を引いた未利用分の棚卸を実施し、前受金として会計処理を実施する。  (再発防止策)  今後は、管理運営業務仕様書を熟読理解し、遵守して管理業務に当たる。  <b>【県が講じた措置】</b>  協定内容に基づき適切に対応するよう、指導を行った。</p>	